

構造改革特別区域計画

1．構造改革特別区域計画の作成主体の名称

富山県婦負郡八尾町

2．構造改革特別区域の名称

越中八尾スロータウン特区

3．構造改革特別区域の範囲

富山県婦負郡八尾町の区域の一部（黒瀬谷、卯花、室牧、野積、仁歩及び大長谷地区）

4．構造改革特別区域の特性

(1) 地域全体の概要

八尾町は、富山県の中央南部に位置し、富山県庁所在地の富山市には北へ15kmの地点にあり、南は飛騨山脈の支脈を挟んで、岐阜県に接している。総面積は約236km²で県内第5位の広さを有しているが、その約80%を山林が占めている。町の中には、飛騨山脈に連なる山々を源とする大小の河川が、山間部から平野部にかけて地域を分断して流れ、これらの豊富な水と美しい緑が本町の特徴である豊かな自然環境と景観を作り出している。地勢の特徴としては、北部の平坦農村地域と中央の市街地、南部の中山間地域（黒瀬谷地区・卯花地区・室牧地区・野積地区・仁歩地区・大長谷地区）の3つの地域に大別され、中山間地域が約80%を占めている。中央市街地である八尾地区は、古来から越中と飛騨の交流の要所として栄え、山間地の桑、楮などの資源を活かして蚕種、和紙、生糸などの取引が盛んに行われ、「蚕都」として全国的に知られていた町である。その豊かな経済的基盤にささえられて豪華絢爛な曳山や近年全国的に有名になった「おわら風の盆」が生まれ、毎年20万人以上の観光客が訪れている。

(2) 本区域の現状と課題

構造改革特別区域の範囲となる中山間地域は、八尾町の南部に位置し、総面積は205km²でそのほとんどを山林が占め、集落と農地は峡谷沿いの河岸段丘に点在している。当区域は、かつては農林業を主体として養蚕、和紙、木炭等で生計を立てていたが、高度経済成長を通じて、厳しい気象条件や不便な道路アクセス等により人口の流出が進み、昭和30年当時11,350人いた人口が、平成12年には半以下の5,030人まで減少し、近年は過疎化、高齢化の進行により集落維持機能が困難になりつつあるとともに、地域活力が低下しつつある状況となっている。特に、岐阜県に隣接している大長谷地区では、昭和30年には約270世帯、約1,700人の住民が生活していたが、町中心部から離れているうえに、道路整備が遅れていくこと、さらに積雪が多く気象条件も厳しいことなどから、人口の流出が進み、平成14年

には49世帯、96人と昭和30年の10分の1まで減少し、県下でもっとも過疎化の激しい地域となっており、高齢化率も57%で、近年は集落活動やコミュニティ活動の維持も困難になりつつあり、近い将来は廃村が危惧される状況となっている。

本区域の主要産業である農業については、水稻を中心とした農業経営を展開しているが、経営耕作面積470haのうち1/20の以上の急傾斜農地が71%(335ha)を占めるなど耕作条件不利地であり、過疎化、高齢化の進行に伴い、耕作放棄地が平成7年の41haから平成12年の54haと大きく増加し、耕作放棄率も富山県平均2.1%を大きく上回り、10.3%となっているとともに、農業従事者における高齢化率についても33.8%と富山県平均の30.7%を上回り、高齢化に伴う担い手不足と耕作放棄地の対応が迫られている。今後、さらに農業者の高齢化が進めば、後継者も少ないことから現在耕作されている農地の多くが耕作放棄される可能性があり、地域内だけでは、農業の担い手不足と耕作放棄地問題が解決できない状況となっている。また、当区域では、コシヒカリを中心とした良質米の生産に力を入れているが、近年の米価低迷により、農業粗生産額及び生産農業所得の減少が著しく、平成8年には農業粗生産額が25億4千4百万円、1戸当りの生産農業所得が623千円であったものが、平成13年には、それぞれ19億2千1百万円、432千円と大きく落ち込んでおり、長引く不況の中、農業の高付加価値化や農業と連携した1.5次産業の創出など農家の所得拡大に向けての取り組みが迫られている。

このような状況の中、当区域では、地域農業の振興と地域の活性化をめざして、平成12年度に「農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画」を策定し、豊かな自然環境や伝統文化を活用して、「八尾ゆめの森交流施設」を拠点として、自然体験や農業体験、そば打ち体験等の体験教室やイベントを実施しているほか、各地区毎に住民組織が主体となって地区の交流センター等を活用して、各種体験教室の実施など地域ぐるみでグリーンツーリズムの推進に取り組んでいる。しかしながら、当区域には、宿泊施設が1つしかないことから日帰り体験が主流であり、農家の所得拡大に繋がっていないとともに、交流人口の拡大が望めない状況となっている。また、区域内には、棚田100選に選ばれた「みのり棚田」をはじめ多くの棚田が存在し、グリーンツーリズム推進の一環として農家が主体となった市民農園や棚田オーナー制を検討しているが、農地法の制約により取り組めない状況となっている。

(3) 豊かな自然・伝統文化との共生をめざして～スロータウン越中八尾

当区域は、ニッコウキスゲの群生地として知られる白木峰に代表される豊かな自然環境や先人達が築き上げてきた棚田など美しい農村景観、そして、「手打ちそば文化」などの伝統文化が残されている地域である。しかしながら、過疎化、高齢化の進行により、農地の荒廃化が進み、日本の原風景と言われる美しい農村景観が失われつつあるとともに、国土保全など農地の持つ多面的機能が失われつつある状況となっている。一方、都市においては、21世紀に入り、社会経済情勢が大きく変革するなかで、20世紀的価値観である物の豊かさや利便性、効率化を

求める傾向から、心の豊かさや自然とともに生きる人間らしい生き方を求める傾向が高まり、農山村地域の持つ自然や農山村地域の住民が守り続けてきた暮らしの知恵や技が見直されてきている。

このような状況を受けて、八尾町では、時計に刻まれる世界共通の時間軸の下で効率・利便性の重視や新しいものを追求する「現代のスピード社会」を見直し、自然のリズムなど多様な時間軸を認めながら、万事手間隙をかけて物事を深く追求し、自然や農村景観、伝統文化などの地域資源の保存・再生に重点をおく地域づくりを進めることとしている。さらに、当区域を中山間地域の魅力に気づき始めた都市住民や自然とともに生きるスローライフをおくりたい都市住民の癒しの場、新しい生活の場として位置付け、豊かな自然や農林業、農村文化との共生を図りながら、都市住民と地域住民が一緒になって築き上げていく地域＝「スロータウン」として地域づくりを推進していくこととしている。

5．構造改革特別区域計画の意義

当該区域は、過疎化、高齢化の進行により、農業の担い手不足と耕作放棄地の増加が著しくなっており、担い手不足に伴い、水路農道の維持管理などの集落共同活動に支障をきたしつつあるとともに、耕作放棄地の増加によって、国土保全・水源涵養・農村景観の形成など農地の持つ多面的機能が失われつつある状況となっている。今後、さらに高齢化が進行すれば、農業後継者も少ないことから、現在耕作されている農地の多くが耕作放棄される可能性があり、地域内だけでは、農業の担い手不足と耕作放棄地問題が解決できない状況となっている。

また、当該区域は水稻栽培を中心とした農業経営を展開しているが、近年の米価の低迷により、農業所得が大幅に減少しており、農業所得の拡大に向けて、米を中心とした農産物のブランド化や農産物の販路開拓、新たな就業所得機会の拡大などの取り組みを迫られている。

一方、都市においては、社会経済情勢の変化に伴い、心の豊かさを求める傾向が強まり、農林業体験等を通じて農山村でゆとりある休暇を過ごすグリーンツーリズムや自然・農林業とともに生きるスローライフや田舎暮らしに対する関心が高まりつつある状況となっている。

このような状況を受けて、八尾町では、上記の課題解決にむけて、スローな時間軸を認め、自然や農村景観、伝統文化などの地域資源の保存・再生に重点を置きながら、地域資源を活用した都市との対流・共生によるまちづくりを進めており、今後は、「スロータウン」をめざして、構造改革特別区域計画による規制の特例措置を活用しながら、地域経済の活性化に結びつく産業としてのグリーンツーリズムの推進や伝統文化・伝統工芸の継承・再生に繋がる新しい産業の創出、さらに地域農業の維持及び農地保全に繋がる新規就農促進など多様な担い手確保に取り組んでいくものとする。

6．構造改革特別区域計画の目標

規制の特例措置の導入を通じて、自然や伝統文化等の地域資源の保存・再生・活用や都市との共生・対流に重点を置いた「スロータウン」による地域づくりを総合的に推進することにより、グリーンツーリズムの推進やＩターン促進、新しい産業の創出を通じて、農地の持つ多面的機能の維持と地域農業の振興、さらに地域経済の活性化を図ることを目標とする。

具体的な目標については次のとおりである。

(1) グリーンツーリズムの推進による地域経済の活性化

地域の豊かな自然環境や農林業、伝統文化を活用したグリーンツーリズムをより一層推進するために、都市住民の宿泊滞在先となる農家民宿や農家民泊の開設を拡大するとともに、農業体験交流のフィールドとなる市民農園の開設を拡大し、他の体験交流施設や地域資源とのネットワーク化を図り、魅力ある滞在型グリーンツーリズムエリアの確立を図る。さらに、地域に滞在した都市住民に地域内の農林産物を食材として提供することを通じて、農産物のブランド化を育成し、農林産物の販路拡大を図るとともに、地域内の飲食店や農産物加工グループ、御土産等との連携を図り、地域ぐるみのグリーンツーリズムを推進することにより、地域全体への経済的波及効果を図る。また、地域住民が主体的になって、地域ぐるみのグリーンツーリズムに取り組むことにより、地域連帯感の醸成と女性、高齢者を中心とした地域住民の生きがいつくりを図る。

(2) 新たな担い手の確保による農地保全と農業振興

企業やNPO法人による農業参入の推進や都市部からの新規就農を促進することにより、農業経営の新たな担い手の確保を図り、高齢化に伴う担い手不足による耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を持つ農地の保全と美しい農村景観の維持を図る。また、農家やNPO法人等による市民農園の開設拡大により、多数の都市住民を農地保全の担い手として位置付け、農家と都市住民との連携による農地保全を図る。さらに、企業やNPO法人による企業のセンス・都市的センスに基づく農業経営の導入を図ることにより、新しい農業経営感覚の普及啓発を推進する。

(3) 新規就農による新規定住の促進

農地取得に係る下限面積要件の緩和による新規就農の促進や市民農園での農業体験交流を促進することにより、過疎化に悩む地域の新規定住を促進し、地域活動やコミュニティ活動の維持・発展を図る。

(4) 新しい産業の創出による雇用の確保

企業、NPO法人の農業参入を推進し、農業経営と一体化した農林産物加工などの1.5次産業を創出することにより、地域住民及び定住希望者の雇用の場を確保する。さらに、「スロータウン」の象徴として、「桑・蚕」などの地域の伝統産業を新しい視点で見直し、伝統産業の新しい事業展開を図る。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当区域において、今回実施可能となる新たな特例措置及び既存の補助事業などを総合的に活用し、住民、企業、NPO法人、行政が一体となった取り組みを展開することで「スロータウン」を実現し、次のような経済的社会的効果を発揮することができる。

(1) グリーンツーリズムの推進による地域経済の活性化効果

平成20年までに、農家民宿（民泊含む）の開業を20戸、市民農園（棚田オーナー制含む）を15施設、3ha開設し、他の体験交流施設とのネットワーク化を図り、多様な体験メニューを構築することにより、都市農村交流人口を14万人までに拡大することが見込まれる。また、これらの取り組みと交流人口の拡大に伴い、平成20年には宿泊料収入6,000千円、市民農園利用料収入3,000千円が見込まれるほか、農林産物のブランド化や都市住民への直接販売を通じて、農家1戸当りの生産農業所得が10%増の475千円を見込むことができる。さらに、地域内の体験交流施設や飲食店の利用者の増加、特産物・御土産等の販売拡大などにより、総額約7千万円の地域内消費額が期待できる。

農家民宿の増加

単位：戸

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開設数 | 0 | 0 | 1 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| 累計数 | 0 | 0 | 1 | 5 | 10 | 15 | 20 |

宿泊者数の増加

単位：人

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 宿泊人数 | 9,700 | 9,700 | 9,800 | 10,200 | 10,700 | 11,200 | 11,700 |

当該区域内の交流施設での宿泊者数含む。

市民農園面積の拡大

単位：ha

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開設数 | 0 | 0 | 2 | 3 | 4 | 3 | 2 |
| 開設面積 | 0 | 0 | 0.6 | 0.5 | 0.7 | 0.5 | 0.5 |
| 箇所数累計 | 1 | 1 | 3 | 6 | 10 | 13 | 15 |
| 開設面積累計 | 0.2 | 0.2 | 0.8 | 1.3 | 2.0 | 2.5 | 3.0 |

都市農村交流人口の拡大

単位：人

| 年 度 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 | H 2 0 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人数 | 128,800 | 129,400 | 131,500 | 133,000 | 135,000 | 137,000 | 140,000 |

生産農業所得の向上（農家1戸当り）

単位：千円

| 年 度 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 | H 2 0 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農業所得 | 432 | 435 | 439 | 450 | 458 | 465 | 475 |

グリーンツーリズムによる経済的効果

- ・農家民宿開設による宿泊料収入の拡大

H 1 4 0千円 H 2 0 6,000千円（6,000千円の増）
 （1,000人×6,000円=6,000,000円）

- ・市民農園開設による農園利用料収入の拡大

H 1 4 200千円 H 2 0 3,000千円（2,800千円の増）
 （30,000㎡×100円/㎡ = 3,000,000円）

- ・都市農村交流人口の拡大による地域内消費額

H 2 0 70,000千円
 （140,000人×500円=70,000千円）

(2) 新たな担い手確保による農地保全効果

平成20年までに、企業やNPO法人の農業参入を5社、新規就農者15名を確保し、耕作放棄地を活用した農業経営の展開を図ることにより、耕作放棄地面積10haの復元が見込まれるとともに、現在の耕作農地面積の維持が図られる。また、これらの農地保全に伴う水源涵養や洪水調整機能などの多面的機能効果を考慮すると、規制の特例措置による農地保全効果は計り知れないものがある、

企業、NPO法人による農業参入

単位：社

| 年 度 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 | H 2 0 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 参入数 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 累計数 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

新規就農者数の拡大

単位：人

| 年 度 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 | H 2 0 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規人数 | 0 | 0 | 2 | 3 | 4 | 3 | 3 |
| 累計人数 | 0 | 0 | 2 | 5 | 9 | 12 | 15 |

耕作放棄地の解消

単位：h a

| 年 度 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 | H 2 0 | 計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 復元面積 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | 2 | 2 | 10 |

(3) 新規定住の促進

都市住民に向けて新規定住を積極的にPRし、スローライフを目指す都市住民を新規就農者として受け入れていくことにより、平成20年までに、新規就農者家族45名(15組×3人)を含め、70名の新規定住が見込まれる。

(4) 産業創出による雇用確保

桑の葉を活用した健康茶製造など農林水産物加工やグリーンツーリズム関連産業の育成により、平成20年までに50名の新規雇用の確保が見込まれる。

8. 特定事業の名称

- ・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業(407)
- ・地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業(1001)
- ・地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業(1002)
- ・農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業(1006)

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 都市農村交流対策事業

グリーンツーリズムの推進を図るために、地域ぐるみで取り組むグリーンツーリズム推進体制の構築を図るとともに、各種団体等が実施するグリーンツーリズム活動に対する活動支援や都市への情報発信を行う。

(2)新規就農者育成支援事業

新規就農希望者への研修費助成や実習生として受け入れる農家に助成を行う。

(3)新規定住促進事業

新規定住を促進するために、都市部への情報発信を行うとともに、地域内において空家調査を実施し、新規定住者の受け入れ先の確保を図る。

別 紙

構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとに規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（４０７）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

八尾町の特区内（黒瀬谷地区・卯花地区・室牧地区・野積地区・仁歩地区・大長谷地区）に農地又は山林を有する農林漁業者、農業生産法人で農家民宿を開業しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特区計画の認定日

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成１５年３月２６日付け消防予第９０号消防長予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

なお、農家民宿開業の募集ＰＲについては、町広報やＣＡＴＶ、インターネットを活用して農家に幅広く呼びかけるほか、各地区の活性化協議会やグリーンツーリズム推進団体を通じて農家民宿開業希望者を募集する。また、民宿の利用については、都市住民のニーズに応えられる多様な体験メニューの構築とともに、都市に向けてグリーンツーリズム情報を積極的に発信することにより、利用者の確保を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

農山村でゆとりある休暇を楽しむグリーンツーリズムへの期待が高まる中、新しい宿泊形態としての農家民宿を進めるためには、農家民宿事業の実施にあたり、農家の負担軽減を図る必要がある。当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置については、前記ガイドラインが適用されることから、農家民宿の開業促進のためには特例措置の適用は不可欠である。

(2) 特例措置の内容

誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令 昭和２５年政令第３３８号 第１３条の３第１項）において、

ア 各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡単な経路により

容易に避難口まで避難できること

- イ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること
- ウ 農家民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること

の全ての条件に該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当外避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿において、

- ア 「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件（前述5の(2)の）」を満たしていること
 - イ 客室が10室以下であること
 - ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明示されていること
- の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

別紙

1 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業
(1 0 0 1)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸し付け主体である八尾町及び特区内(黒瀬谷地区・卯花地区・室牧地区・野積地区・仁歩地区・大長谷地区)の農地において農業生産活動を行う農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特区計画認定日

4 特定事業の内容

特区内の農地で農業生産活動に取り組む意欲のある農業生産法人以外の法人で、その法人の行う農業に常時従事する役員が1名以上おり、農地の貸し付け主体である八尾町との間で、法人の行う農業の内容・地域との役割分担等を内容とする協定を締結する場合は、農地の借り受けを認める。

なお、農業経営に参入する農業生産法人以外の法人の募集PRについては、八尾町内向けには町広報やCATVを通じて幅広く呼びかけるほか、町外に対しては、インターネットの活用や企業向け雑誌での広告掲載により募集する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

当区域では、過疎化、高齢化の進行に伴い、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加が著しくなっており、今後、現在の農業従事者の高齢化が進めば、現在耕作されている農地の多くが耕作放棄される可能性があり、地域内だけでは、農業の担い手不足と耕作放棄地問題が解決できない状況となっている。そのため、規制の特例措置により農業生産法人以外の法人による農業参入を図ることにより、多面的機能を持つ農地の保全を図り、持続的な農業の展開を図る必要がある。

(2) 要件適合性を認めた根拠

当区域は、いわゆる「棚田」と言われる傾斜農地が地域全体の農地の大半を占め、小区画のほ場が多いなど農作業の効率化が図れない農地が多く存在する地域である。このような条件不利な農地に加えて、地域の過疎化、高齢化に伴って耕作放棄地も増加し、平成7年の耕作放棄地面積41ha、耕作放棄率6.4%から、平成12年には、54ha、1

0.3%と大きく増加しているとともに、八尾町全体の4.3%及び富山県全体の2.1%を多く上回っている。

また、農業従事者に占める65歳以上の高齢化率についても、平成7年の25.7%から平成12年には、33.8%と大きく伸びているとともに、八尾町全体の32%及び富山県平均の31%を上回っている状況である。さらに、同居農業後継者のいない農家数の割合についても平成7年の24.9%から平成12年の33.3%と伸びているとともに、八尾町平均の32%及び富山県平均の26%を上回っており、若い担い手が不足しているとともに、後継者不足により、今後の農業の継続が危ぶまれる状況となっている。さらに、農家数も平成7年の674戸から平成12年には523戸と151戸も減少しており、農家数の減少に伴い、水路・農道の維持管理活動など集落共同活動に支障をきたしつつある集落も現れてきている。

以上のことから、特区区域内における農地の遊休化が深刻であるため、特例措置の適用により、農業生産法人以外の法人による農業参入を図り、耕作放棄の防止と農地の有効活用を図っていく。

別紙

1 特定事業の名称

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（1002）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

八尾町の特区内（黒瀬谷地区・卯花地区・室牧地区・野積地区・仁歩地区・大長谷地区）の農地において、農地の貸し付け主体である八尾町及びあおば農業協同組合以外で、特定農地貸付により市民農園を開設しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特区計画認定日

4 特定事業の内容

農地を所有する者が、自己の所有する農地で市民農園を開設する場合には、特定農地貸付が取り消された後において、当該農地の適切な利用を確保するために必要な事項等を内容とする事業実施協定を八尾町と締結することを条件に、特定農地貸付による市民農園の開設を認める。

また、企業、NPO法人など農地を所有していない者が八尾町から農地を借りて市民農園を開設する場合には、事業実施協定を八尾町と締結することを条件に、特定農地貸付による市民農園の開設を認める。

なお、市民農園開設者の募集PRについては、町広報やCATV、インターネットを活用して農家に幅広く呼びかけるほか、各地区の活性化協議会やグリーンツーリズム推進団体、中山間地域等直接支払制度連絡協議会等を通じて市民農園開設希望者を募集する。また、市民農園利用者の募集PRについては、町が発行しているグリーンツーリズム通信（年4回発行）や富山県発行のグリーンツーリズム情報誌、インターネット等を活用して県内を中心に募集する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

当区域では、過疎化、高齢化の進行に伴い、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加が著しくなっており、今後、現在の農業従事者の高齢化が進めば、現在耕作されている農地の多くが耕作放棄される可能性がある。そのため、規制の特例措置により、地方公共団体、農業協同組合以外の者が市民農園を開設でき、都市住民が市民農園の形態で農地を管理することにより、耕作放棄の発生防止を図るとともに、市民農園利用者との交流を通じて、農産物の販路拡大を図ることができる。また、都市住民にとっては、美しい農村景観の中で、自らの手で安全で安心できる農産物を栽培したいというニーズが高まっており、市民農園の開設が望まれている。

(2)要件適合性を認めた根拠

当区域は、いわゆる「棚田」と言われる傾斜農地が地域全体の農地の大半を占め、小区画のほ場が多いなど農作業の効率化が図れない農地が多く存在する地域である。このような条件不利な農地に加えて、地域の過疎化、高齢化に伴って耕作放棄地も増加し、平成7年の耕作放棄地面積41ha、耕作放棄率6.4%から、平成12年には、54ha、10.3%と大きく増加しているとともに、八尾町全体の4.3%及び富山県全体の2.1%を多く上回っている。

また、農業従事者に占める65歳以上の高齢化率についても、平成7年の25.7%から平成12年には、33.8%と大きく伸びているとともに、八尾町全体の32%及び富山県平均の31%を上回っている状況である。さらに、同居農業後継者のいない農家数の割合についても平成7年の24.9%から平成12年の33.3%と伸びているとともに、八尾町平均の32%及び富山県平均の26%を上回っており、若い担い手が不足しているとともに、後継者不足により、今後の農業の継続が危ぶまれる状況となっている。さらに、農家数も平成7年の674戸から平成12年には523戸と151戸も減少しており、農家数の減少に伴い、水路・農道の維持管理活動など集落共同活動に支障をきたしつつある集落も現れてきている。

以上のことから、特区区域内における農地の遊休化が深刻であるため、特例措置の適用により、特区内での市民農園の開設を促進し、もって耕作放棄の防止と農地の有効活用を図っていく。

別紙

1 特定事業の名称

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業
(1 0 0 6)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

八尾町の特区内（黒瀬谷地区・卯花地区・室牧地区・野積地区・仁歩地区・大長谷地区）の農地の権利を取得する者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特区計画認定日

4 特定事業の内容

農地の権利を取得し、農業に従事しようとする者が、農地のすべてを耕作すること、農地の取得後に必要な農作業に常時従事すること、農業経営の状況、住所地から農地までの距離等からみて効率的に利用すること、以上3つの要件を満たすことを条件として、農地の権利取得後の経営面積の下限面積を10アール以上とする。

なお、当該特例措置の適用に基づく新規就農者の募集については、インターネットでの募集や田舎暮らし関係雑誌での募集広告掲載のほか、既に都市から町内に新規定住している住民のネットワークを活用して、募集する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

当区域では、過疎化、高齢化の進行に伴い、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加が著しくなっており、今後、現在の農業従事者の高齢化が進めば、現在耕作されている農地の多くが耕作放棄される可能性があり、地域内だけでは、農業の担い手不足と耕作放棄地問題が解決できない状況となっている。そのため、規制の特例措置により、農地の権利取得後の経営面積の下限面積を現行の50アール以上から10アール以上とし、新規就農を促進することにより、耕作放棄の発生防止と農地の有効活用を図る。

(2) 農地の権利取得後の経営面積の下限面積

現 行 : 50アール以上

特例措置 : 10アール以上

(3) 下限面積設定の根拠

当該区域は、いわゆる「棚田」と言われる傾斜農地が地域全体の農地の大半を占め、ほ場 1 区画の平均面積が約 10 アールであることから、農地の権利取得後の経営面積の下限面積を 10 アール以上として設定する。

(4) 要件適合性を認めた根拠

遊休農地の深刻化

当区域は、いわゆる「棚田」と言われる傾斜農地が地域全体の農地の大半を占め、小区画のほ場が多いなど農作業の効率化が図れない農地が多く存在する地域である。このような条件不利な農地に加えて、地域の過疎化、高齢化に伴って耕作放棄地も増加し、平成 7 年の耕作放棄地面積 41 ha、耕作放棄率 6.4% から、平成 12 年には、54 ha、10.3% と大きく増加しているとともに、八尾町全体の 4.3% 及び富山県全体の 2.1% を多く上回っている。

また、農業従事者に占める 65 歳以上の高齢化率についても、平成 7 年の 25.7% から平成 12 年には、33.8% と大きく伸びているとともに、八尾町全体の 32% 及び富山県平均の 31% を上回っている状況である。さらに、同居農業後継者のいない農家数の割合についても平成 7 年の 24.9% から平成 12 年の 33.3% と伸びているとともに、八尾町平均の 32% 及び富山県平均の 26% を上回っており、若い担い手が不足しているとともに、後継者不足により、今後の農業の継続が危ぶまれる状況となっている。さらに、農家数も平成 7 年の 674 戸から平成 12 年には 523 戸と 151 戸も減少しており、農家数の減少に伴い、水路・農道の維持管理活動など集落共同活動に支障をきたしつつある集落も現れてきている。

以上のことから、特区区域内における農地の遊休化が深刻化であるため、特例措置の適用により、農地の権利取得後の経営面積の下限面積を 10 アール以上とし、新規就農を促進し、耕作放棄の防止と農地の有効活用を図っていくとともに、水路・農道等の農業用施設の適切な維持管理を行っていく。

農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれがないと認めた理由

当該区域は、小区画・傾斜農地が大半を占める農業条件不利地であり、1 戸当りの経営耕地面積が 0.9 ha (八尾町の他地域平均 1.27 ha) で、経営耕地面積規模別農家数では 1 ha 以下の農地を経営している農家が全体の 63% (八尾町の他地域平均 48%) を占めているなど、小規模な農業経営を展開している地域である。また、認定農業者も平成 14 年度現在、富山県全体で 666 名、八尾町全体で 12 名が認定されているにもかかわらず、当該区域では 1 名しかいないとともに、平成 12 年度に実施した「八尾町中山間地域等農業経営体制調査」に係る将来の農業経営に関するアンケートにおいて、10 年後の農業経営についての問いに対して、規模を拡大したいと回答した農家は 1,538 人中 20 人 (1%) に過ぎず、一方、耕作放棄・離農の意向を示した農家が 130 人 (8%) という結果であり、この傾向は高齢化の

進行に伴い、現在も変わらないものである。

以上のことから、当該区域においては、現状においても将来的においても、大規模土地利用型農業経営が展開される可能性はないことから、農地の権利取得後の経営面積の下限面積を10アール以上に設定したとしても、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれはないと判断される。

将来的に特例措置による許可を受ける者の人数（見込み）

15名（平成16～20年度までの期間）